

# 失業の認定について

## 1 認定日には、ハローワークへの来所が必要です

### (1) 認定日当日に来所されなかった場合

認定日当日に来所されなかった場合は、「不認定」となり、次回認定日（おおむね4週間後）に「認定」を受けるまでの間、給付金が支給されなくなりますのでご注意ください（給付金の受給が出来なくなる場合もあります）。なお、以下2の方については、特例措置があります。

※「認定日の変更が認められる場合」については、「受給資格者のしおり」P19をご参照ください。

### (2) 求職活動について

失業給付金を受給するには、求職活動実績（「受給資格者のしおり」P15・16参照）が所定回数以上必要となります。

所定の求職活動実績が不足している場合は、認定日当日に来所されても「不認定」となり、認定日当日に来所しなかった場合と同様、次回認定日（おおむね4週間後）に「認定」を受けるまでの間、給付金が支給されなくなりますのでご注意ください（給付金の受給が出来なくなる場合もあります）。なお、以下2の方については、特例措置があります。

## 2 失業の認定の特例措置（対象者限定）について

### ①高年齢（おおむね60歳以上）の方 ②基礎疾患を有する方 ③妊娠中の方

上記①～③にあてはまる方に限り、新型コロナウイルス感染予防等の観点からハローワークへの来所を控えたい場合、新型コロナウイルス感染症の影響により求職活動が行えなかった場合に、

- 「郵送による失業認定」※来所による失業認定よりも、給付金の入金が遅れます。
- 「求職活動の実績の有無に関わらず、失業の認定（失業給付金の受給）」 ●が可能です。

上記①～③に当てはまる方で、「郵送による失業認定」を希望される場合は、指定されている失業認定日当日から7日以内に、以下の書類をハローワークに郵送してください。

なお、ハローワークへの事前連絡は不要です。

- 1 「雇用保険受給資格者証」（受給資格者証を交付されていない、初回認定の方は除く）
- 2 「失業認定申告書」（裏面の記入例をご参照ください）
- 3 「返信用封筒（切手不要）」（宛先の住所・氏名をご記入ください）

※上記取扱いは、今後の新型コロナウイルスの状況等により変更となる場合があります。変更となる場合は、改めてホームページ等でお知らせいたします。

ハローワーク仙台の  
新型コロナ関連情報  
はこちらをチェック



《問合せ先》 〒983-0852  
仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル4階  
ハローワーク仙台 雇用保険給付課  
電話 022-299-8831（直通）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/160/161.html>